

学校法人ノースアジア大学が設置する大学・短期大学の 専任教員の任期に関する規程

平成19年3月20日
制定

改正
平成21年4月28日
平成25年3月27日

平成22年5月29日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人ノースアジア大学（以下「本法人」という。）において、本法人における教育研究の活性化を図るため、多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不断に行われる状況を創出することを目的とし、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期制法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、本法人就業規則第3条に定める専任の教育職員（契約教員を含まない。）の任期に関する必要事項を定める。

(任期を定める教員)

第2条 任期制法第4条第1項第1号から第3号までにより、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職名、任期及び再任用に関する事項は、別表1のとおりとする。

2 前項にかかわらず、任期（再任時を含む）については、本法人の定年規程に定める定年年齢を超えないものとする。

(雇用契約)

第3条 前条に基づく教員の任用は、本法人と当該任用される者との間で、書面による雇用契約を締結して行う。

(業績審査)

第4条 当該教員の任期中は、次に掲げる事項について定期的に業績審査を行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) その他本法人の管理運営、社会への貢献等に関する事項

(再任用)

第5条 再任用を受けることを希望する教員は、理事長に任期中の業績等を添えて再任用の申請をしなければならない。

2 申請書類は、別に定める様式によるものとする。

3 理事長は、前条の業績に基づき再任用が適当と判断した時は、任期満了3ヶ月前までに、当該教員に通知し、本法人と書面による雇用契約を締結するものとする。

(規程の公表)

第6条 この規程を定め、または改廃したときは、学園広報及びホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日現在、現に講師である者の再任用の回数と最長期間については、なお従前の例による。

(※附則は最新附則のみ掲載)

別表 1

教育研究組織		職名	初回任期	再任用に関する事項		最長期間
大学名	部局名			再任用の任期	再任用の可否と回数	
ノースアジア大学	経済学部 法学部	教授	1 年	3 年	再任用可 (回数制限なし)	*
		准教授	1 年	2 年	再任可 (4 回まで)	9 年
		講師	1 年	2 年	再任可 (2 回まで)	5 年
		助教	1 年	2 年	再任可 (2 回まで)	5 年
秋田看護福祉大学	看護福祉学部	教授	1 年	3 年	再任用可 (回数制限なし)	*
		准教授	1 年	2 年	再任可 (4 回まで)	9 年
		講師	1 年	2 年	再任可 (2 回まで)	5 年
		助教	1 年	2 年	再任可 (2 回まで)	5 年
秋田栄養短期大学	栄養学科	教授	1 年	3 年	再任用可 (回数制限なし)	*
		准教授	1 年	2 年	再任可 (4 回まで)	9 年
		講師	1 年	2 年	再任可 (2 回まで)	5 年
		助教	1 年	2 年	再任可 (2 回まで)	5 年

＊新たに教授に任用された者が、それ以前に学校法人ノースアジア大学が設置する大学・短期大学(以下「本大学・短期大学」という。)の准教授であった場合、その初回任期を3年とすることができる。

＊新たに准教授に任用された者が、それ以前に本大学・短期大学の講師であった場合、新たに講師に任用された者が、それ以前に本大学・短期大学の助教であった場合の初回任期を、それぞれ2年とすることができる。